

持続可能なパーム油のための円卓会議 会 員 行 動 規 範

会員各々が「持続可能なパーム油」の生産、調達及び使用を、支持し、推進し、それに向けた作業を行うことが、RSPO の完全性と信頼性及び継続的な進展の基盤です。

すべての正会員と賛助会員はこの目的に向けて誠実に行動し、本規範に定められた会則の遵守を約束しなければなりません。

RSPO 会員行動規範 2017

2017 年 11 月 30 日第 14 回 RSPO 総会（於インドネシア バリ）にて承認

1. 推進と誓約

- 1.1 会員団体は、RSPO の会員であること、RSPO の目的、「RSPO 定款（以下「定款」）」並びに「原則と基準（以下「P&C」）」及びその国別解釈と実施プロセスを、情報に基づきなされた明示的署名により、受け入れるものとします。
- 1.2 会員は、自組織並びにその顧客、サプライヤー、下請け業者及び必要な場合はより広範囲のバリューチェーンに対し、この誓約を広く推進し伝えるものとします。
- 1.3 RSPO への加盟は、会員団体の役職者が署名しなければなりません。
- 1.4 会員は、RSPO 認証の持続可能なパーム油の使用よりも、パーム油の製品への不使用の方が、社会面および環境面の持続可能性に望ましい結果をもたらすと主張してはなりません。さらに会員は、RSPO 認証の持続可能なパーム油の生産と使用を中心とした、RSPO の狙いと目標の推進に努め、それを中傷してはならないものとします。

2. 透明性、報告、主張

- 2.1 会員は、持続可能なパーム油の生産、調達又は使用に関し、誤解を招くもしくは根拠の無いいかなる主張もしないものとします。
- 2.2 会員は、この規範に照らした年次進捗報告を求められます。
- 2.3 会員は、利害関係者とオープンかつ透明性ある関わりを持つことを誓約し、積極的に紛争解決を模索するものとします。

3. 実施

- 3.1 P&C が適用される会員は、P&C の実施と認証に向けて作業するものとします。
- 3.2 P&C が直接適用されない会員は、自組織に適した同様の規格を実施するものとします。この同様の規格は、P&C に規定された水準を下回ってはなりません。
- 3.3 会員は、RSPO の目的に対する会員の誓約が、自組織内で十分な資源を以って裏付けられていることを、保証する責任を負います。

- 3.4 会員組織内の関連従業員には、彼らの仕事において **RSPO** の目的に向けて働くことが可能となるよう、適切な情報が提供されるものとします。
- 3.5 P&C が直接適用されない会員は、持続可能なパーム油を積極的に推進することを模索し、**RSPO** の P&C の実施に関わっている会員を支援するものとします。
- 3.6 既存の **RSPO** 会員は、要求されている年次進捗報告（第 2 条 2 項）において、前年の活動内容並びに翌年及び長期の具体的手順を明記することが求められます。手順は、認証された持続可能なパーム油の生産又は購入と、**RSPO** に認定されたサプライチェーン機構のいずれか又は組み合わせの導入に向けた作業を、自組織の操業範囲に応じて記載した、期限付き活動計画として提示することが求められます（たとえば、量又は比率目標の明記、生産又は需要傾向と比較して平均以上の比率での取引又は投資量に対する誓約）。
- 3.7 新会員は、遅くとも最初の年次進捗報告において、持続可能なパーム油の生産又は購入に向けた、自組織の操業範囲に応じた期限付き作業計画を明記することが求められます。
- 3.8 従って、会員は、提出が義務付けられている進捗報告の一部として、期限付き計画に照らした進捗を毎年報告することが必要です。
- 3.9 この要求事項を満たした会員名は、進捗報告を並べた又は要約した **RSPO** の年次刊行物に掲載されるものとします。この要求事項を満たせなかった会員は、同刊行物においてそのように掲載されるものとします。

4. 価格決めと奨励策

- 4.1 パーム油を購入する会員は、サプライヤーの業務能力を評価するにあたり、肯定的な業務能力測定として、P&C の実施と第三者検証を組み込むものとします。
- 4.2 会員は、**RSPO** の反トラスト指針を厳守し、反競争的慣行とみなされるいかなる言動も慎むものとします。

5. 本規範の違反

- 5.1 会員は、他の会員団体又は個人からの苦情を、適時に直接解決することを模索し、他の会員に対し根拠のない違反の嫌疑を起こさないものとします。
- 5.2 RSPO 会員の本行動規範の違反は、本団体からの停止又は打ち切りに繋がる場合があります。
- 5.3 会員は、本規範又は定款違反の嫌疑が解消されない場合、公の行動を起こす前に、RSPO 事務局に対し、かかる嫌疑を報告しなくてはならないものとします。事務局は RSPO の異議申し立て制度に則り、かかる違反嫌疑を処理するものとします。
- 5.4 RSPO の苦情・異議申し立てパネルは、異議申し立て制度により、本規範、定款又は理事会で承認された RSPO の制度及び手続きに関する重要文書に違反したと判断された会員に対して、調査を行うことができます。異議申し立て制度に基づく適切な調査の後、違反が判明した RSPO 会員については、当該 RSPO 会員又は理事会への更なる問い合わせなしに、苦情・異議申し立てパネルの単独裁量権により、会員資格を停止又は打ち切ることがあります。
- 5.5 事務局長は、第 5 条 4 項に従い、定められた会費の未払いを含め、定款又は本行動規範により RSPO 会員に適用される違反に対し、理事会で適宜承認された手続きに即さなければならないことを常に前提としたうえで、RSPO 会員の会員資格を打ち切る又は停止することがあります。正当な調査の後、本規範又は定款への違反を事務局長により認定された会員は、当該会員及び理事会へのさらなる問い合わせなしに、事務局長の単独裁量権により、会員資格を打ち切り又は停止されるものとします。理事会は、事務局長による会員資格打ち切り又は停止後に報告を受けるものとします。